

ロースクールを目指すために、法と法曹の役割、心構えをつかむ

日経キャリアマガジン  
特別編集

法曹への新しい道

# 法科大学院

## 徹底ガイド 2005年度版

巻頭特別インタビュー

日本弁護士連合会副会長 田中 宏 氏

「これからの法曹にのぞむこと」

法律家に求められる心構えを徹底指南

「法曹現場の声」

法科大学院生の常識！ 司法改革ルポ

「司法のこれからを考える」

裁判の仕組みが変わる「裁判員制度」

法が運用できない地域への対策「司法過疎の実態」

法の平等を性差から考える「ジェンダーの視点」



2004年度ロースクール入試結果と2005年度入試の行方

「受験予備校からの入試対策アドバイス」

定価 950円(税込)

現役教員18人が特別講義！  
法曹とロースクールを目指す人のための

「**誌上最強！**ロースクール」

全国法科大学院2005年度

「**最新詳細情報**」

初年度入学者のメッセージ「私たちが法曹を目指す理由」

●2004年度入試結果 ●2005年度入試情報 ●充実したカリキュラム情報と教員紹介

仕事の現場の法律実務

# 地方自治体

事例 東京都法務部訟務室

## 訴訟で表面化した問題点を 行政にフィードバックする

地方自治体の職員として法律にかかわる場合、大きく分けて二種類の仕事がある。一つは条例づくりなどの「立法」業務、もう一つは住民訴訟などに対応する「訟務」だ。ここでは通常あまり表には出てこない訟務の仕事で、東京都のケースで見てみよう。

### 行政の深い知識や 幅広い専門知識も 要求される

熊本大学大学院法曹養成研究科(法科大学院)の林勝美教授は、東京都の指定訴訟代理人として通算20年間、訴訟実務に携わってきた。扱った事件は400件以上。その種類は、都市計画、環境問題、

医療過誤、学校事故、行政指導など多岐にわたる。行政がかかわる問題は幅広く、しかも専門性が要求される事件が多い。「都立病院における医療事故では医師の側に立ち、都立学校における事故のときには教師の側に立ちます。特に医療事故の場合には、当事者である医師と専門用語を駆使して打ち合わせをし、医師を説得できるくらいの専門知識が必要です。私は、そのたびに自費で本を買って集め、必死で勉強しました」と林教授。

自治体の指定訴訟代理人は、必ずしも法曹資格を持っていないくてもよいとされている。林教授も弁護士ではない。「でも、必要とされる知識は弁護士以上です」(林教授)。行政法、憲法、民法、

訴訟法、税法などの基本知識はもちろん、行政全体の仕組みや政策の中心について、普段表に出ない裏側の部分までも分かってなければならぬ。その上、事件ごとに専門知識が要求される。それほどまでに幅広い知識が必要とされる理由について「今は旧民事訴訟法のときは異なり、裁判所が集中審理方式を採用しているため、例えば行政の計画や事業の中心について質問されたら、即答できなくてはなりません。『次回までに調べてくる』では済まされないのです」と林教授は説明する。

訴訟にあたって、行政の方針決定を待たなければならぬケースもある。首長の政策判断や都議会の動きなどをにらみながら、訴訟を進める場合もある。そういった

た調整能力、バランス感覚が必要な仕事でもあるのだ。  
常に住民のことを  
考えながら訴訟にあたる

東京都総務局法務部は実際の訴訟にあたる訟務室と不服審査申立てなどに対応する審査法務室に分かれる。訟務室には二十数人の職員がおり、さらに行政訴訟担当と民事訴訟担当に分かれる。一つの事件について通常2人の職員が担当し、大きな事件は3人以上または法務部出身の弁護士と複数の職員が対応することが多い。通常動いている事件は、一人あたり約25件を担当するという忙しいさだ。週末に仕事をもち帰ることも多いという。

そんな自治体訟務のやりがいはどこにあるのだろうか。「東京都を守っているという使命感ですね」と林教授。勝訴、敗訴にかか

わらず、訴訟によって問題点が浮き彫りになる。その問題点を行政にフィードバックすることで、正当な仕組みに直していくことができる。「そうやって都政を改善・改革していくことが、都民の生活のためになるのです」(林教授)

また、林教授は次のようにも説明する。「勝てる可能性のある訴訟でも、裁判所の和解勧告に応じることがあります。住民が納得することが大事なのです。落ち着くところに落ち着かせて、できるだけしこりを残さないように努力します」。行政側の代理人という住民側と対立するイメージが強いが、事案に応じて住民のことを考えて訴訟にあたるというのだ。「住民のことを理解した訟務実務を進めることによって、住民の目線に合った政策執行が可能になるのです。訟務実務は、自治体のあるべき姿を実現するための、チェック機能を果たしていると言ってもいいでしょう」(林教授)

元東京都法務部訟務室訟務担当課長  
熊本大学大学院法曹養成研究科教授

林勝美(はやし かつみ)氏

地方分権が進むにつれ、自治体が関係する事件も増えてくると思われます。そうすると、訟務にあたることのできる内部職員や、自治体の顧問弁護士のニーズも高くなっていくことでしょう。法科大学院では、法曹だけでなく、自治体の政策法務の知識をしっかりと身に付けた訟務スタッフも育成していくべきです。そのことが地方行政を活性化することにもつながるのです。私は熊本大学法科大学院で「公共政策法務」「地方自治と法」を担当し、実際に実務で使用した書類などを教材で使いながら授業を行うことにしています。地方自治の時代を踏まえた人材養成が今後、ますます求められると思います。

#### プロフィール

1970年中央大学法学部卒業。同年東京都に入庁し、総務局法務部法務第一課、民事訟務課、不服審査法務室、総務局文書課、建設局の管理課長等を歴任。その後、再び法務部訟務室副参事(法務担当)、同訟務担当課長として訟務実務担当。2002年に退職と同時に、公募により熊本大学法学部教授に就任。2004年から現職。